

事 務 連 絡
令和元年 6 月 18 日

各 検 疫 所 御 中

健 康 局 結 核 感 染 症 課

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 企 画 課
検 疫 所 業 務 管 理 室

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、別添の「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成 30 年 8 月 2 日各検疫所宛事務連絡。以下「平成 30 年 8 月事務連絡」という。）に基づき、ご対応いただいているところです。

現在、コンゴ民主共和国では、北キブ州とイツリ州の両州において、2,000 名を超える患者が発生しており、令和元年 6 月 11 日には、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国でも確認されたと発表されました。

つきましては、平成 30 年 8 月事務連絡を再度確認いただき、引き続き適切に対応いただくとともに、加えて、コンゴ民主共和国イツリ州及びウガンダ共和国カセセ県への渡航者並びにこれらの地域からの帰国者及び入国者に対しても、平成 30 年 8 月事務連絡の内容と同様の対応を取っていただくようお願いいたします。